

1 事業内容

本市の農畜水産業を活性化するために6次産業化など農畜水産物の高付加価値化に関する取組やインターネット販売など販路拡大に係る取組を支援するもの。

2 補助金の対象者

市内において自ら米、野菜若しくは果樹の生産、畜産又は水産を営むもので、次のいずれかも該当すること

- ・ 自ら生産する農畜水産物およびその加工品を販売している若しくはこれから販売を行うこと。
- ・ 市内に住所を有し、市税の滞納がないこと。
- ・ 申請する年度の同一年度内にこの補助事業及び類似事業による補助金の交付を受けていないこと。

3 対象事業

(1) 生産物高付加価値化事業

農畜水産物の生産者が行う加工品の開発（試作品）や既存商品の付加価値を高める取組

(2) 販路拡大推進事業

農畜水産物の生産者が行う農畜水産物及びその加工品の販路拡大に資する取組

4 補助率及び補助対象経費

(1) 生産物高付加価値化事業

項目	対象となる経費	対象とならない経費	補助金額
加工材料費	○ 加工に係る原材料費	○ 自らの生産物の生産に係る費用 ○ 既存商品に使用する原材料費	補助対象経費の1/2 (上限200,000円)
加工委託費	○ 自らの生産物を使用した加工品に係る加工委託費	○ 既存商品に係る加工委託費	
加工機械整備費	○ 加工に係る機械の購入費用	○ 加工に係る機械のレンタル費用、リース費用	
袋、瓶等のパッケージ費	○ 新たな商品のデザイン費、パッケージ等を変更する既存商品の包装に係る経費、デザイン費	○ 既存の包装に係る経費	
旅費(先進地視察)	○ 先進地視察に係る交通費	○ 宿泊費、飲食費	
アドバイザー派遣に要する経費	○ 加工品の開発、デザイン等アドバイザー派遣に要する経費		
GAPの認証取得経費	○ 審査費用	○ 審査員の旅費	

(2) 販路拡大推進事業

項目	対象となる経費	対象とならない経費	補助金額
自ら運営するホームページ等の制作費、改修費	○ 農畜産物を取扱う EC サイトや PR に係るホームページ等の制作費や改修費	○ パソコンやタブレット等電子機器の資材費 ○ 既存サービスへの出展料、利用料	補助対象経費(税抜)の 1/2 (上限30万円)
販路拡大を目的とする販促物の制作費	○ 新しく制作する販促物(チラシ、パンフレット、のぼりなど)の制作費、デザイン費	○ 既存の販促物に係る費用	
旅費(商談会等)	○ 商談会の参加に係る交通費	○ 宿泊費、飲食費	
その他販路拡大に要する経費			

※同一年度内に(1)と(2)の事業を併せて申請することはできません。

5 申請の手続き

(1) 提出書類

補助金交付申請書(様式第1号)、事業実施計画書(様式第2号)に必要な事項を記入のうえ、高岡市農業水産課まで提出してください。提出書類については、返却いたしません。

※申請書、計画書の様式は高岡市のホームページからダウンロードできます。

URL: <https://www.city.takaoka.toyama.jp/nosui/6jisanngyou.html>

(2) 提出先及び提出方法

郵送: 〒933-8601 高岡市広小路7-50 高岡市役所農業水産課宛

FAX: 0766-20-1476

Eメール: [nosui@city.takaoka.lg.jp](mailto:nosui@city.takaoka.lg.jp)

(3) 申請の受付期間

令和5年4月1日~令和6年2月29日

応募件数によって、期間内においても、受付を締め切る場合があります。

6 事業者の選定

計画書を基に審査を行い、選定します。(必要に応じてヒアリングを行う場合があります。)

選定の結果については、全ての申請者に文書でお知らせします。

7 採択予定件数

(1) 生産物高付加価値化事業 2件程度

(2) 販路拡大推進事業 2件程度

8 採択された場合の留意点

事業完了後に、実績報告書を提出していただきます。

なお、実績報告には支払いの根拠となる書類(納品書、領収書など)や事業の実施が確認できる写真等が必要になります。

領収書などの書類がありませんと補助金をお支払いできませんので、大切に保管ください。

9 お問い合わせ先

高岡市役所 農業水産課 農産・畜産・水産係

TEL: 0766-20-1310

Eメール: [nosui@city.takaoka.lg.jp](mailto:nosui@city.takaoka.lg.jp)